

# 令和3年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R3.4.1 ~ R4.3.31

## 1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立みどり荘
	所在地	岐阜市中西郷1-55
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、知的障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。</li> <li>・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。</li> <li>・施設の管理に関すること。</li> <li>・その他仕様書に定めること。</li> </ul>	

## 2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R1	1,517
R2	1,598
R3	1,585

## 3 令和3年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	299,515
利用料金	297,781
指定管理料	0
そ の 他	1,734
支 出 計	246,532
人 件 費	182,055
施設管理費	13,693
そ の 他	50,784
差 引	52,983
納 付 金	—

## 4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
理念の具現化に努力されたい。	「自分らしさ」の応援とは、利用者のニーズや要望に応じた支援をするという思いを込めています。利用者の高齢化・重度化に対応した作業・余暇活動の見直しとともに、複数の日課の組み立てを行い、生きがいをもって生活できるように支援しています。
事件・事故などへの対応策の見直し、検証に努めること。	リスクマネジメント委員会が中心となって報告書及び見守りカメラの映像と併せて原因を分析し、対応策を検討しています。また、周知・徹底を図り、再発防止に努めています。

## 5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の権利擁護に関する研修がなされている。</li> <li>・施設整備を促進し、利用者の生活環境を改善することが望ましい。</li> <li>・不適切な支援、不適切な環境の改善を計画書に沿って積極的に取り組み、虐待の再発防止に取り組んでいただきたい。</li> </ul>
設置目的の充足状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の高齢化・重度化が進んでいるなか、医療との連携や看取りなどの対応をなお一層お願いしたい。</li> <li>・日本の施設は業務優先体制で、その中で真の利用者優先を取り組むには現状で何が出来るか触れていただきたい。生活者として生活すること、利用者の満足が得られるにはなにが出来るか記述いただけると良い。</li> </ul>
公共性の確保の状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による虐待事案を踏まえて、諸々の取り組みを進めていることから、それらを検証してマニュアル等を作成すること。</li> <li>・建物の築年数が長くなっているが、バリアフリー化を積極的に進めてほしい。</li> <li>・短期入所の利用者で1ヶ月おいて再び無断外出の報告がある。</li> </ul>
経営状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で大変な中、収入増加に向けた取り組みに向け、知恵を使ったり工夫したりして行ってほしい。</li> <li>・重度・高齢化に起因する事故が考えられる。職員配置と環境整備に向けた費用は必要ではないか。</li> </ul>
派生的効果	2.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍においても利用者の豊かな生活づくりに努めている。</li> <li>・アフターコロナに向けて地域社会との連携強化、ボランティア等の開発に努めてほしい。</li> <li>・生活の質は数値では測れないので具体的な事例の記述があると良い。</li> </ul>

### <評価基準>

5	定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

## 6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。</li> <li>・利用者の権利擁護に関する研修がなされている。</li> <li>・コロナ禍においても収支状況は安定している。</li> <li>・コロナ禍においても利用者の豊かな生活づくりに努めている。</li> </ul>

### <評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する